

令和8年度答申第5号  
令和8年5月13日

諮問番号 令和8年度諮問第1号（令和8年4月2日諮問）  
審査庁 法務大臣  
事件名 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和33年法律第109号。以下「証人等被害給付法」という。）3条の規定に基づき、法務大臣（以下「処分庁1」という。）に対し、傷病給付年金、障害給付年金、障害給付一時金及び休業給付の支給の請求（以下「本件給付請求1」という。）をし、A地方検察庁検事正（以下「処分庁2」といい、処分庁1と併せて「各処分庁」という。）に対し、療養給付の支給の請求（以下「本件給付請求2」といい、本件給付請求1と併せて「本件各給付請求」という。）をしたところ、各処分庁が、本件各給付請求について、給付を行わない旨の各決定（以下「本件各不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

##### (1) 給付の要件

証人等被害給付法3条は、証人若しくは参考人が刑事事件に関し裁判所、裁判官若しくは捜査機関に対し供述（参考人にあつては、書面による供述を含む。以下同じ。）をし、若しくは供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、又は国選弁護人がその職務を行い、若しくは行おうとしたことにより、当該証人、参考人若しくは国選弁護人又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、直系血族若しくは同居の親族が、他人からその身体又は生命に害を加えられたときは、国は、この法律に定めるところにより、被害者その他の者に対する給付を行うと規定している。

## （2）給付の種類

ア 証人等被害給付法5条1項は、証人等被害給付法3条の規定による給付の種類は、証人等被害給付法5条1項各号のとおりとすると規定し、同項1号は、療養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかった場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付）を、同項2号は、傷病給付（被害者が負傷し又は疾病にかかり治っていない場合において存する障害に対する給付）を、同項3号は、障害給付（被害者が負傷し又は疾病にかかり治った場合において、なお存する障害に対する給付）を掲げている。

また、証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和33年政令第227号。以下「証人等被害給付法施行令」という。）5条1項は、証人等被害給付法5条1項3号に規定する障害給付は、証人等被害給付法施行令5条2項に規定する1級から7級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害給付年金を毎年支給して行い、同項に規定する8級から14級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害給付一時金を支給して行うと規定し、同条2項は、障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、1級から14級までに区分するものとし、この場合において、各障害等級に該当する障害は、法務省令で定めると規定している。

イ 証人等被害給付法5条2項は、前項に掲げる給付のほか、被害者が負傷し又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができると規定している。

## （3）給付の請求方法

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（昭和33年法務省令第43号。以下「証人等被害給付法施行規則」という。）2条1項は、証人等被害給付法5条に規定する給付を受けようとする者は、療養給付については検事正に、その他の給付については検事正を経由して法務大臣に、それぞれの給付の請求書を提出するものとする規定し、同条2項は、前項の給付の請求書の種類及び様式を規定している。

#### (4) 権利の裁定

証人等被害給付法9条1項は、この法律による給付を受ける権利は、これを受けようとする者の請求に基づいて、法務大臣が裁定すると規定している。

#### (5) 権限の委任

ア 証人等被害給付法12条は、法務大臣は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく政令の規定による権限を所部の職員に委任することができる規定している。

イ 上記の委任を受けて、証人等被害給付法施行令21条は、法務大臣は、療養給付については、これを受ける権利を裁定し及び給付金額を決定する権限（証人等被害給付法施行令3条の規定により当該療養給付につき病院又は診療所を指定する権限を含む。）を加害行為地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正に委任することができる規定し、証人等被害給付法施行規則1条は、療養給付については、これを受ける権利を裁定し及び給付金額を決定する権限（当該療養給付につき病院又は診療所を指定する権限を含む。）は、加害行為地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正に委任すると規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成21年5月頃から平成22年6月頃までの間、平成21年に発生した審査請求人の元夫に対する殺人未遂被疑事件について、警察官から参考人として事情聴取を受け、元夫の当時の生活状況や暴力を受けていたことなどを供述した。

（「証人等の被害についての給付に関する法律」に基づく傷病給付年金等請求について（意見）」と題する書面、「証人等の被害についての給付に関する法律」に基づく療養給付請求書の受理及び不給付決定について（報告）」と題する書面、電話聴取書）

(2) 審査請求人は、令和4年4月6日から令和5年5月31日までの間、証人等被害給付法3条の規定に基づき、処分庁2を経由して、処分庁1に対し、傷病給付年金請求書5通、障害給付年金請求書2通、障害給付一時金請求書2通及び休業給付請求書3通を提出し、また、処分庁2に対し、療養給付請求書3通を提出した。

(各傷病給付年金請求書、各障害給付年金請求書、各障害給付一時金請求書、各休業給付請求書、各療養給付請求書、請求人から送付された疎明資料一覧表)

(3) A地方検察庁は、審査請求人に対し、「書類の返戻について」(令和4年5月27日付け)と題する書面、「書類の返戻について」(令和4年7月26日付け)と題する書面及び「書類の確認について(最終確認)」(令和5年3月31日付け)と題する書面により、本件各給付請求について、各給付請求書の補正すべき箇所及び提出すべき資料等について指摘し、補正を求めた。

これに対し、審査請求人は、令和4年5月31日、同年9月26日及び令和5年5月31日、各給付請求書及びこれに係る資料等を提出した。

(「書類の返戻について」(令和4年5月27日付け)と題する書面、「書類の返戻について」(令和4年7月26日付け)と題する書面、「書類の確認について(最終確認)」(令和5年3月31日付け)と題する書面、「証人等の被害についての給付に関する法律」に基づく傷病給付年金等請求について(意見)」と題する書面、「証人等の被害についての給付に関する法律」に基づく療養給付請求書の受理及び不給付決定について(報告)」と題する書面、請求人から送付された疎明資料一覧表)

(4) 各処分庁は、令和6年3月29日付けで、審査請求人に対し、各給付請求書に係る給付について、対象となる加害行為を特定するに至らなかったことから、処分庁1は本件給付請求1について、処分庁2は本件給付請求2について、それぞれ給付を行わないことを決定(本件各不支給決定)した。

(各給付決定通知書)

(5) 審査請求人は、令和6年5月13日、審査庁に対し、本件各不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和8年4月2日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却す

べきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人からは審査請求書、反論書及び証拠書類が提出されているものの、その主張の要旨は必ずしも明らかではない。もっとも、諮問説明書及び審理員意見書においては、別紙のとおり整理されており、おおむねそのような趣旨であると認めることができる。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

### 1 本件審査請求の論点について

証人等被害給付法3条の規定に基づく給付は、証人又は参考人の供述等と被害の発生との間に因果関係がある場合に、これにより生じた損害を補償するため行われるものである。審査請求人は、参考人として供述を行っていることが認められ、各給付請求書の「原因たる被害の内容」欄を記載するなどして各処分庁に対して本件各給付請求をしている。しかし、各処分庁は、本件各給付請求について、被害の発生の前提となる加害行為が特定されておらず、そのため、証人又は参考人の供述等と被害の発生との間に因果関係は認められないとしている。

したがって、本件審査請求における論点は、当該加害行為が特定されているか否かである。

### 2 審査庁が認定した事実

#### (1) 審査請求人が参考人として捜査機関に供述をしたこと

審査請求人は、平成21年に元夫による殺人未遂被疑事件の捜査に際し警察官に対して供述をしており、参考人として捜査機関に供述をしているものと認められる。

#### (2) 審査請求人の各給付請求書の記載について

審査請求人が提出した各給付請求書(合計15通)には、それぞれ「原因たる被害の内容」欄があり、当該欄内の「日時」欄には「2009～本日」、「2003-2008、2008-2010」などと、「場所」欄には「自宅・B各所」、「B各所(自宅・外出先など)」、「自宅・屋外」などと、「加害者」欄には「C」、「D」、「NPO法人E」、「F社」、「G一家」、「H」などと、「原因」欄には「SNS上の秘密漏示罪」、「性暴力」、「証人等威迫罪」、「組織的殺人」、「つきまとい」、「嫌がらせ」、「プライバシーの侵害」、「ネット上傷害罪」、「ネット上の

精神的な障害罪」、「DV」、「営利目的略取」、「脅迫」、「殺人未遂」、「強盗致傷」などと記載されていることが認められる。

(3) 各給付請求書の補正が適正に行われていること

A地方検察庁の職員は、3回にわたり、審査請求人に対し補正を求めている。

1回目の求補正（令和4年5月27日付け）では、各給付請求書を返送した上で必要事項を全て記載するよう教示し、2回目の求補正（同年7月26日付け）では、証人等被害給付法に基づく給付の支給要件の内容について改めて説明するとともに、各給付請求書について補正すべき箇所及び提出すべき資料を具体的に指摘して教示し、3回目の求補正（令和5年3月31日付け）では、本件各給付請求について、審査請求人がこれまでに提出した各給付請求書等によっては、審査請求人の受けた加害行為が特定できず、また、刑事事件に関し参考人として捜査機関に協力等をしたことと加害行為との因果関係も不明であるとして、これらの点について従前の主張に補充して説明する必要があることを教示するなどしている。

これらの求補正に対し、審査請求人は、1回目及び2回目の求補正において各給付請求書の一部を修正して提出するなどし、2回目及び3回目の求補正において資料を提出していることが認められる。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求に関し、反論書のほか証拠資料を提出しているが、それらを踏まえてもなお、被害の発生の前提となる加害行為が特定されておらず、そのため、証人又は参考人の供述等と被害の発生との間に因果関係は認められない旨の各処分庁の主張に対し、具体的な主張や反論はしていない。

3 審査請求人が被害を受けた行為の内容が具体的に特定されていないこと

(1) 本件審査請求の論点は、審査請求人が行った本件各給付請求について、被害の発生の前提となる加害行為の特定がされているか否かである。

加害行為が特定されているというためには、対象となる行為を特定して認識することができるよう、いつ、どこで、誰から、どのような行為を受けたのかについて、個別かつ具体的に摘示されていることを要するといふべきである。

この点、上記2の(2)のとおり、各給付請求書の記載からは、審査請求人がどのような行為を受けたのかについていずれも抽象的かつ不明確で

あるため、結局、いつ、どこで、誰から、どのような行為を受けたのかが特定されているとは全く認められない。

各給付請求書の記載内容の補正に関しては、A地方検察庁は、審査請求人に対し、3回にわたり、各給付請求書の補正すべき箇所や提出すべき資料を指摘して教示するとともに、審査請求人の受けた加害行為が特定できないことを説明するなどして補正を求めている。これに対し、審査請求人からは資料の提出を受けるなどしていることから、A地方検察庁による補正は、適正に行われていたものといえる。

また、審査請求人提出に係る反論書には、「2008の件、2011～2015の件」「強盗+性犯罪2回に」「2020～金目当てで誘拐された事も全て強盗・性犯罪です」「個人情報犯罪被害歴を無断開示・悪用開示強要」「業務上過失致死傷により2008以降性犯罪被害歴無断悪用開示⇒性犯罪者セクハラパワハラ超えています、強盗・性犯罪という事です」などの記載があるほか、証拠書類として多数の書面が提出されている。しかし、これらの記載及び提出資料からも、具体的な日時、場所又は加害行為の内容に関する記載は認められず、被害を受けた行為の内容が具体的に特定されているとは認められない。

これらのことから、被害の発生の前提となる加害行為が特定されていないと認められる。

## (2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

## (3) 結論

以上のとおり、被害発生の前提となる加害行為が特定されていないことから、審査請求人が参考人として供述したことと審査請求人が被ったと主張する被害の間に因果関係が存すると認めることはできず、各処分庁が行った給付を行わない処分（本件各不支給決定）には、違法又は不当な点はない。

したがって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各不支給決定に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手續までの所要期間である。）。

審査請求の受付	: 令和6年5月13日
「審査請求書に対する確認等について」に係る回答書の受付	: 同年7月12日
審理員の指名	: 同年11月15日 (回答書の受付から約4か月)
弁明書の提出依頼	: 令和7年1月29日 (審理員の指名から約2か月半)
弁明書の提出	: 同年2月28日
弁明書の送付及び反論書等の提出依頼	: 同年3月31日 (弁明書の提出から約1か月)
当初設定した反論書等の提出期限	: 同年4月30日
反論書の提出期限等の再設定	: 同年6月9日 (当初設定した反論書等の提出期限から1か月10日)
3回目の反論書の受付	: 同年7月11日
反論書(副本)の送付	: 同年8月22日 (3回目の反論書の受付から1か月11日)
審理手續の終結等	: 令和8年2月25日 (反論書(副本)の送付から約6か月)
審理員意見書の提出	: 同年3月10日
本件諮問	: 同年4月2日 (本件審査請求の受付から1年10か月余り)

(2) そうすると、本件では、①「審査請求書に対する確認等について」に係る回答書の受付から審理員の指名までに約4か月、②審理員の指名から弁明書の提出依頼までに約2か月半、③弁明書の提出から弁明書の送付及び

反論書等の提出依頼までに約1か月、④当初設定した反論書等の提出期限から反論書の提出期限等の再設定までに1か月10日、⑤3回目の反論書の受付から反論書(副本)の送付までに1か月11日、⑥反論書(副本)の送付から審理手続の終結等までに約6か月を要したために、本件審査請求の受付から本件諮問までに1年10か月余りを要している。しかし、上記の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件各不支給決定の違法性又は不当性について

証人等被害給付法3条は、「証人若しくは参考人が刑事事件に関し裁判所、裁判官若しくは捜査機関に対し供述をし、若しくは供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたこと」と被害の発生との間に因果関係が認められる場合に給付を行うものであり、その前提として、被害の発生の原因となった加害行為が個別かつ具体的に特定されていることを要する。

しかし、一件記録を精査しても、被害の発生の前提となる加害行為が特定されているとは認められず、当該行為が証人又は参考人としての供述等をしたことを原因として行われたものであるか否かについて判断することもできない。

したがって、本件各不支給決定を覆すに足りる事情は認められず、本件各不支給決定は、違法又は不当であるとは認められない。

## 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

### 行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美

## 別紙 審査請求人の主張の要旨

(注) 本別紙の記載内容は、諮問説明書第1の2の(2)に記載された「審査請求人の主張の概要」を引用したものである。

審査請求人の主張の概要は、審査請求書、反論書及び証拠書類によると、おおむね以下のとおりである。

### ア 令和6年5月13日受付の審査請求書

- ・ 加害者全員や逆恨みに加担、利益供与、暴対法、風営法、Bの条例や法律に違反する企業、人物、団体が後をたたず、本物の犯罪被害者なのに、冤罪にもかけられ、強盗致傷や殺されそうになり、被害・再被害は長期反復的、甚大な事
- ・ 私Xからではカルテ開示は出来ない、捜査機関からカルテ開示等の連絡を下さい。との回答だった2014～2019迄、加害者全員や性犯罪から逃げたI病院。I病院2008-2014迄事件、Dr、傷害、殺人、強盗、性被害で通院、加療した複雑性PTSDと診断、J病院、K大学心理臨床センターのカルテ等。

### イ 令和7年7月3日付反論書(同月4日受付)要旨

- ・ 本状や、L警察本部・M警察・N警察等に2020年以降名誉毀損罪や、個人情報や犯罪被害歴を無断で悪用しないで。私親族一同子供達は一才開示や悪用を許可していない。NPO法人EF社身体障害者・障害者・知的障害者等、私親族一同一切無関係なのに、区役所からヘイト書面や脅迫と提出した、区役所から届いた冊子や、2020年本件の告訴告発や、NPO法人EF社を裁判所併せて警察から行政処分・解散・医師免許剥奪や、死刑無期懲役差し押さえ倒産懲戒解雇・医師免許剥奪等、法で罰させる為に雇ったが、何者かに突き飛ばされ、頭を打ち入院/その後弁護士会退会となっております。弁護士Oが記載した名誉毀損罪の告訴状や、弁護士会・弁護士連合会の表明文や資料などと併せ証拠書類として添付いたしましたので、ご確認の程宜しくお願いいたします。
- ・ 2008の件、2011～2015の件  
強盗+性犯罪2回に  
2020年からの検察庁、検察官、被害者支援、内閣府、厚労省、K大学、P、P友達ら、区役所、政府機関、反社会的勢力、トクリュウ、闇バイト、暴力団犯罪、告訴告発している企業人物団体全員、加担面会交際した企業人物

## 団体全員

食べる物が～性的虐待は勿論、パパ活、売春家出や追い出された

認知症・精神障害知的障害。自分達のお陰でQ社にいた～や美容瘦身再生化粧品のお陰。クビ懲戒私に憧れている盗犯や反社や無資格やいくつもいくつも名誉や信用を傷付に。まっ赤なウソ、詐欺、特殊詐欺に強盗、性犯罪、騙し取る手口に加え、R医師や「NPO法人EF社含め告訴告発している企業人物団体全員加担面会交際利益供与含め全員反社」当初より法で罰せ！！とマトモな医者皆怒りました。

そういうまともな医師達にも危害を加え、強盗・性犯罪・Cの件に2010～2014の件。3回目の強盗・性犯罪の加害者達がS地検特捜部検察官達、内閣府、K大学、厚労省、刑事局、P、P友達ら、政府機関、M区役所、TUVWら反社会的勢力、暴力団、トクリュウ、闇バイト、告訴告発している企業人物団体全員

加担面会交際連絡利益供与した企業人物団体全員金目当ての芸能人全員、強盗・性犯罪に悪意故意殺意。

## ウ 令和7年7月7日受付の反論書要旨

- ・ 私、親族一同子供達は、当初より個人情報、犯罪被害歴、性犯罪です!!2008、2009の件も、2014の件も!!2020～金目当てで誘拐された事も全て強盗・性犯罪です!!2020～警察に言われ、G、H、Y、Z、AAら。強盗・性犯罪の内容を勝手に無断で開示。

悪用・個人情報含め、行為自体が反社会勢力。存在自体が無理。死刑無期懲役差し押さえ、倒産・S拘置所に即座に入れる行為を私は2020～毎日求めていますから（弁護士も使いました）私が気付く前から同様に。

私の親族一同子供達は、個人情報を開示。無断悪用・犯罪被害歴（2回とも強盗・性犯罪親族一同子供達はわかっておりましたし。）加害者達・性犯罪男性達、なりすまし、無許可・無麻酔で性犯罪・犯罪被害歴悪用無断で開示・悪用⇒暴力団・犯罪者・変質者以上に。

- ・ 先日から2通提出した書類に記載の罪状（令7. 7/3着告訴状7. 3発反論書、懲戒請求の書類に記載の罪状に←（全員死刑無期懲役差し押さえ倒産。医師免許はくだつ。牢屋から賠償が遅い事）「背任」を追加いたします。あずけていませんので、横領になるかは不明ですが、念の為「横領」も追記し、告訴告発している企業人物団体全員加担面会交際、利益供与した企業人物団体全員

上記に加担利益供与した公務員全員、特に検察官達（地検特捜部、被害者支援、内閣府、K大学、P、P友達ら、M区役所、TUVW、法務省、法務省刑事局、政府機関職員を身元保証人ごと懲戒。牢屋に入れ、死刑無期懲役、差押え倒産、解散、医師免許はく奪、国家賠償請求に、牢屋から賠償を。弁護士同様請求いたします。

- ・ 私には、精神障害／統合失調症のような妄想被害妄想はありません。知的な障害や認知症、症状ありません。脳や身体・健康そのもの。普段の食生活・生活習慣や天性の運動神経に職業柄もあり、生活習慣がそれだけ素晴らしいのでしょうか、とどの医者もハッキリ口をそろえて親元を離れなければ、一生涯精神科医はおろか、病院に雇うこと、通院自体発生していなかった!!加害者一同、性犯罪、犯罪被害による通院と、はっきり診断も降りています。

#### エ 令和7年7月11日受付の反論書要旨

- ・ 先日から3通に分けて送付した反論書、検察官、被害者支援、P、P友達ら、内閣府、K大学、M区役所、法務省刑事局、国家公務員、地方公務員の懲戒、牢屋行きを求める書面に追記です。

提出した書面に記載しましたが、要点をまとめわかりやすく記載し提出いたします。

7/11の閉庁後に着かもしれませんが、反論書、国家公務員、地方公務員の懲戒、牢屋行き、公益通報をあわせご査収の程、宜しくお願い申し上げます。

①私、親族一同子供達は個人情報、犯罪被害歴の開示、悪用を一切許可していません。私が警察に言われ気付く2020より前から、当初より、2009～親族一同子供達は私同様弁護士を立て、牢屋に入れる事を求めています。

②私には知的障がい、認知症や脳に異常、精神症状、統合失調症的な妄想や被害妄想症状、身体障がい、身体症状など一切ありません。警察が調べた結果も同様です。健康そのもの。

③個人情報犯罪被害歴を無断開示・悪用開示強要⇒検察官・被害者支援、内閣府、K大学、P、P友達ら、政府機関、M区役所T、U、W、Vら告訴・告発している企業人物団体全員加担面会交際利益供与した企業人物団体全員（特にGの家全員、会社・BB?アクセ子供ペット、再生化粧品、H、Y、Z、CCクリニックAAら、デマ無関係ですか。合理的配慮を超えた健康なのかうらやましいから～等で危害を加えて来たNPO法人E、F社、

先天性の障がい病人、DDの子供ら、Q社・報道、I病院、加害者全員、性犯罪男性達全員、反社会的勢力・暴力団・トクリュウ闇バイト、闇バイト強盗、インサイダー取引にも抵触。業務妨害・威力業務妨害、セクハラ・パワハラを超えた刑事罰（個人情報無断悪用、開示により犯罪被害歴、セクハラパワハラ以上の重大他害行為⇒業務上過失致死傷により2008以降性犯罪被害歴無断悪用開示⇒性犯罪者セクハラパワハラ超えています、強盗・性犯罪という事です。上記により長年、精神科に通院が発生）⇒殺人未遂。今から2-5年通院ないです。父から仕事の事など聞いた事も話した事ありません。普通は「EE」や「FF」などを読めば、その会社の純利益や資産などがわかります。事実私は長年「GG」や「EE」「FF」などを読んでいます、親族一同子供達から仕事の話なんか聞いた事ない！しないです。守秘義務あります。

#### オ 証拠書類

審査請求人から提出された証拠書類の要旨は以下のとおりであり、同様の内容が繰り返し述べられている。

- ・ 「法務省、法務省刑事局総務課御中」と記載の書面であって「先日、28日AM着で提出した「HH」で送付させて頂いた証拠書類を含めた検察庁、L警察、区役所等に本件2020～金目当てで、略取、誘拐されてから私、親族一同、子供達に対する、周囲にも危害が大きい証人等威迫罪、強談威迫、強盗、殺人、強制わいせつ致傷-重大殺害行為～殺人未遂。暴力団からの性犯罪を身体が悪いから（暴力団から2009～Cの件と、2010～2014迄2回、性犯罪に遭っています）。NPO法人E、F社の活動や映画を差し止める為に裁判所や弁護士から告訴状を提出したり、自身からも団体の解散、会社の倒産、医師達の処罰（II親子、スタッフ患者全員強盗+性犯罪です）。医者達がついていますので、悪意、故意、殺意があり、私はどの医師に診察されても脳、身体共に健康そのもの・・・専門医より。NPO法人E、II親子、スタッフ患者全員、F社、や医師、公務員の犯罪と、上記が性犯罪で罹患した精神疾患複雑性PTSDを刺激し、性犯罪×2を性犯罪ではないという強制わいせつ重大他害行為なので殺人未遂。お腹をこわしたり、嘔吐、皮フや、眼から膿が出たり～。2019～JJクリニックに通院が発生。精神疾患が悪化している中、金目当てで誘拐されたのに、その中、不動産事故にも見舞われ更に複雑性PTSDが悪化。2009～証言をしたCとの事件の記憶がフラッシュバックしてしまった。（上記がH、G

の家、一家全員が勝手になりすまして悪用していた暴力団犯罪の内容だった) 2020. 7、命の危機を感じて逃げ込んだM署で加害者達→逆恨み(証人等威迫罪、強盗、盗犯)からの暴力団犯罪だね～と言われ初めて知りました。私は当時、KK社に正社員として勤務(2017～2020. 7迄) NPO法人E、F社に、勝手にHP上に写真を載せられた性暴力名誉毀損罪迷惑防止条件違反に私は、Gの家の事を、TVや報道、放映を一切見ませんので全く全く全く興味がなく、知りませんでした。」などと記載の書面

- ・ 「診断書」と題する書面であって、審査請求人の氏名が記載され、疾患名欄に「抑うつ状態」、「上記のとおり診断する。令和2年5月23日」などと記載の書面
- ・ 「告訴事実」と題する書面であって、「被告訴人II、NPO法人Eは、1996年創立以来、活動をしている無認可NPOです(IIは非医療従事者だが診断をしている)。しかし、平成21年頃から、被告訴人は、継続的に偽計を用いて、告訴人の実家を含め告訴人の信用・名誉を棄損し、刑法231条侮辱罪、刑法233条偽計業務妨害罪に(信用毀損罪)：刑法209条過失傷害に至るところでした。左記の罪状が成立するところは明らかです。Q社を偽計業務妨害罪や数々の罪状で退職になってからの損害は3億5千万にのぼります。告訴人の会社(Q社、LL社、各利害関係者)の被った損失も甚大であり、医療過誤にも数回遭った経緯から、告訴人としては被告訴人に厳重な処罰を与えるべく、本書をもって、被告訴人を刑事告訴します。」などと記載の書面
- ・ 「トラネキサム酸」などと記載のパッケージが印刷された書面
- ・ 弁護士の名刺などの写しとともに「2020～告訴状や本件相談の為に会った弁護士の名刺です」と記載の書類
- ・ 「人権侵犯被害申告シート」と題する書面であって、「2009-2015迄元夫が服役しておりました。私自身2004—2008までDr監禁営利目的の略取を受けており、PTSDを発症し、加療しておりました。その関係で今も精神科に通院しておりますか、NPO法人E、F社が医師陣含みまして、2010—犯罪被害者支援基本法に違反して医療過誤を用いてPTSDの罹患の事実を妄想被害妄想などと事実をねじまげ、犯罪被害歴を強盗致傷された」などと記載の書面
- ・ 「報道機関に対し、犯罪被害者等の尊厳及びプライバシーを尊重して、その置かれている状況や意向に十分配慮することを求める意見書」「2023

(令和5年)12月14日 「日本弁護士連合会」などと記載の書面

- 「書類の返戻について」と題する書面であって、「L警察刑事部捜査第二課」「いずれも犯罪事実の申告とは認められません。よって前記告訴状と題する書面等は返戻させていただきます。」などと記載の書面
- 「決定」と題する書面であって、「映画公開差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件」「令和3年3月29日 S高等裁判所第11民事部」などと記載の書面
- M区発行の「障害者のしおり2024・2025」と題する冊子
- 「S地検特捜部 直告班 ご担当検事様御中」、「20歳の頃から婚姻関係にあったCらからの拉致・監禁+DVでCPTSDを罹患し、J病院・K心理臨床センターで両親と共に2008—2015まで治療を受けていました。2019NPO法人Eの恐らく営利目的での無許可の写真数枚を実名つきでHPに掲載した名誉毀損罪・業務妨害罪等が原因で社内の就業環境が崩れ、ストレスで過呼吸を発症・2019からJJクリニックに通院しております。2020春MM医師の進めで実家を出て、5月不動産事故に遭い・NPO法人E・F社・D・AA・Gらの業務妨害罪・証人等威迫罪が原因で、SNS上に私事画像を提供するほどPTSD症状が再発してしまいました。時間に間に合わない・抑うつなど症状がいくつか出ていたにもかかわらず、疑った人間・興味本位でネット上の検証をさせた人間・Gに煽られた人間・また私に告訴告発されても事態を軽く見て、示談交渉を繰り返した被告訴人一同を示談交渉を繰り返した数・期間だけ・即逮捕勾留・厳罰・実家ごと全財産現金にて没収としてください。」などと記載の書面